STOP!　東京の公務災害・通勤災害　2020

自転車の安全利用

ルールを守って公務災害・通勤災害をなくそう！

“STOP!　東京の公務災害・通勤災害”
自転車の安全利用を地方公務員から！

東京で働く地方公務員の皆さん、日々、都民のための大切な公務への従事、お疲れ様です。

地方公務員災害補償基金東京都支部は、東京都各局、警視庁、東京消防庁、区市町村など、任命権者の皆様と協力して、公務災害・通勤災害の迅速かつ公正な補償に努めています。

いま、公務の現場では、自転車利用による公務災害・通勤災害が増えています。平成30年度の通勤災害の発生件数のうち、自転車が関与したものが 33.3%を占める状況です。

自転車は、適切に利用すれば、便利で快適、環境にも健康にも有用な優れた器具ですが、安全利用のためのルール順守を怠ると皆さんに災害をもたらす「走る凶器」となり得るものです。東京都支部が受理した通勤災害では、死亡に至った痛ましい事案も発生しています。

通勤や業務で自転車を利用する職員の皆さんは、自転車利用に関するルールを正しく理解し、確実に実践して頂くことで、自転車による災害を防止しましょう。

また、改正された「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました。自転車事故の当事者になった際の被害や負担を最小限にするため、自転車の安全利用への取組とともに、地方公務員の皆さんが率先垂範して頂ければ幸いです。

“STOP ！東京の公務災害・通勤災害”　皆さんの力で進めましょう！

地方公務員災害補償基金　東京都支部長　小池百合子

地方公務員災害補償基金東京都支部
協力：警視庁交通部／東京都都民安全推進本部

いま、自転車でこんな事故が起きています

～近年の通勤災害・公務災害事例～

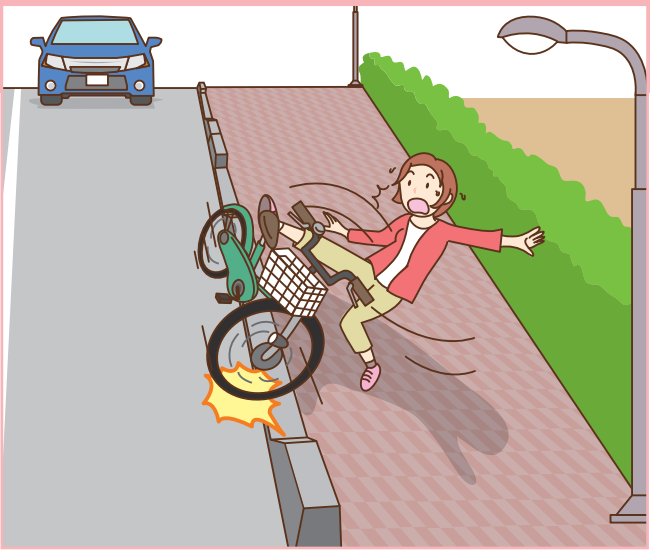

歩道との段差で転倒

- 通勤災害／公務災害
- 車道から歩道に上がる際、縁石に乗れずに転倒
- 骨折、脱臼、靭帯損傷　など

⚠ 通勤・公務中を問わず、非常に多い事例です

plus1 自転車の『車道走行』が認知されてきた結果、段差のリスクも高まっています

一時停止を無視して衝突

- 通勤災害
- 一時停止標識を無視して交差点を直進し、右側から進んできた自転車と衝突して転倒
- 骨折、捻挫、打撲

⚠ 交通ルール違反による事故

plus1 ルール違反の走行の場合、被災した職員本人にも過失割合が発生し、補償に影響します

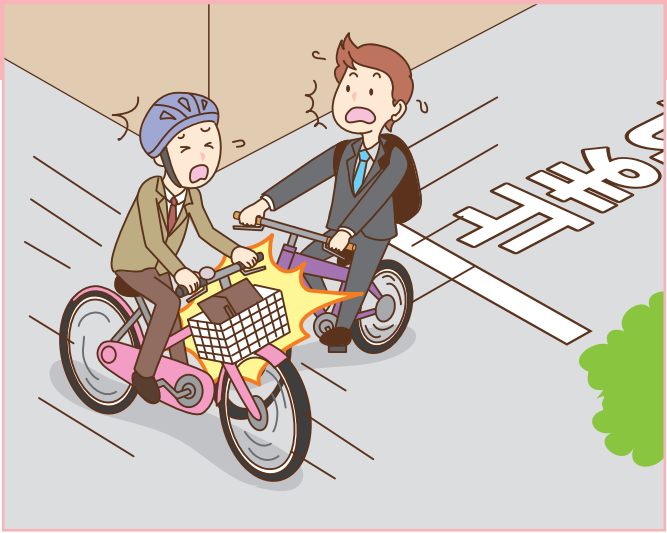

傘が車輪に巻き込まれ転倒

- 通勤災害
- 傘を自転車のハンドルにかけて走行中、傘が自転車の前輪に巻き込まれ転倒
- 骨折、歯冠破折、挫創、打撲

⚠「これぐらい大丈夫」が事故につながります

plus1
- 最近多い事例です
- 傘のほか、荷物をハンドルや肩にかけて前輪に巻き込まれる事故も！

雨天時にスリップして転倒

- 通勤災害／公務災害
- 雨で濡れたマンホールの上で、前輪がスリップして転倒
- 骨折、靭帯損傷、打撲、擦過傷

⚠ 坂道、マンホール、落ち葉など雨天時のスリップ事故が多発しています

plus1 スピードの出し過ぎや急ブレーキに注意

自転車故障による事故

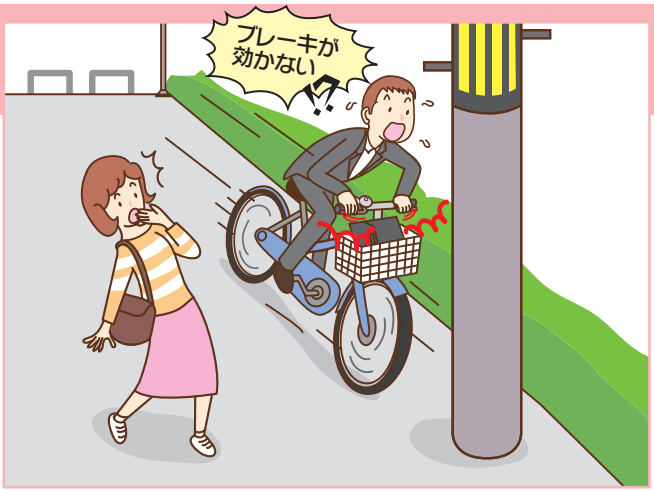

- 通勤災害
- チェーンが外れて転倒
  （その他、ギアが壊れた、ブレーキ不良など）
- 靭帯損傷、半月板損傷、打撲

⚠ 日頃から点検整備を習慣づけましょう

plus1
- 夜間はライトの点灯が必須
- 故障や電池切れに注意を

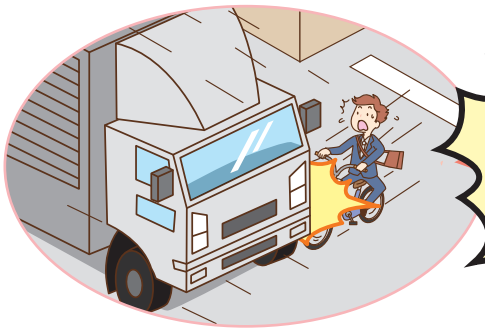

重篤な事故や死亡事故も発生しています！

平成30年度、自転車による通勤災害認定件数が大幅に増加！

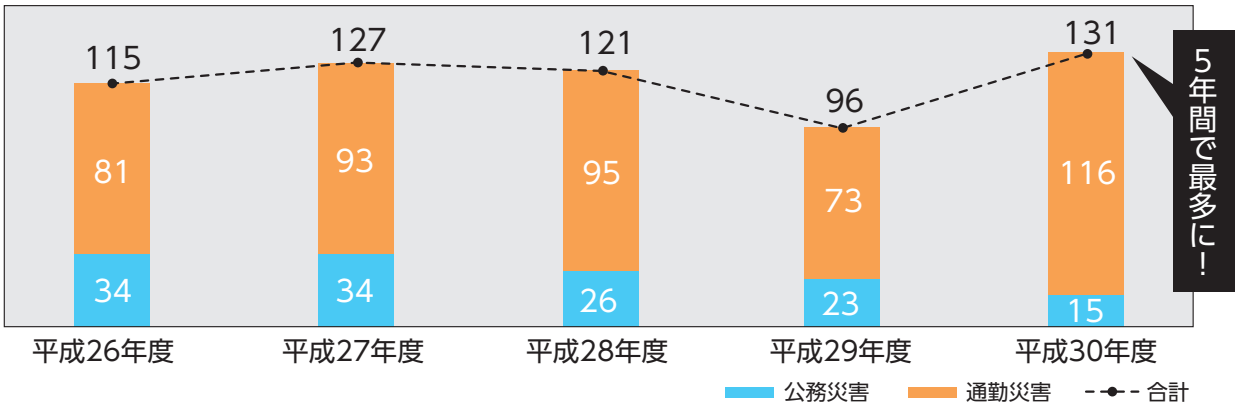

自転車利用のルール・禁止事項を確認しましょう！

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

以下の場合は歩道を通行することができます

- 歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき

［道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条］

「自転車通行可」の標識

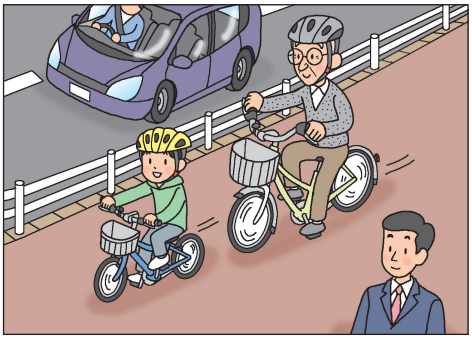

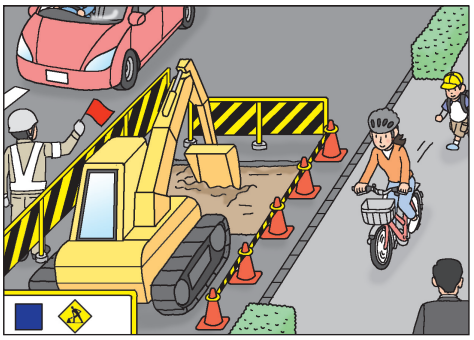

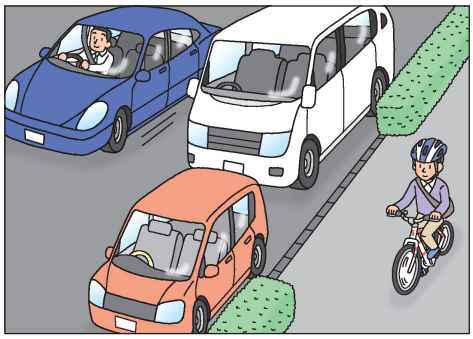

2 車道は左側を通行

道路（車道）の中央から左の部分を通行しなければなりません。
［道路交通法第17条］

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。［道路交通法第63条の3］

罰則 2万円以下の罰金又は科料

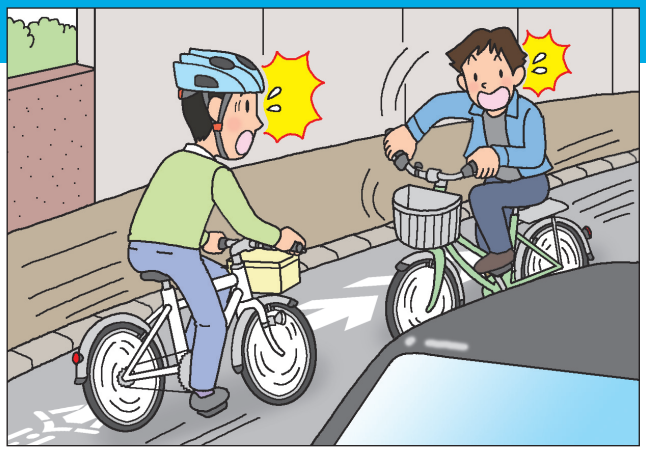

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。［道路交通法第63条の4］

罰則 2万円以下の罰金又は科料

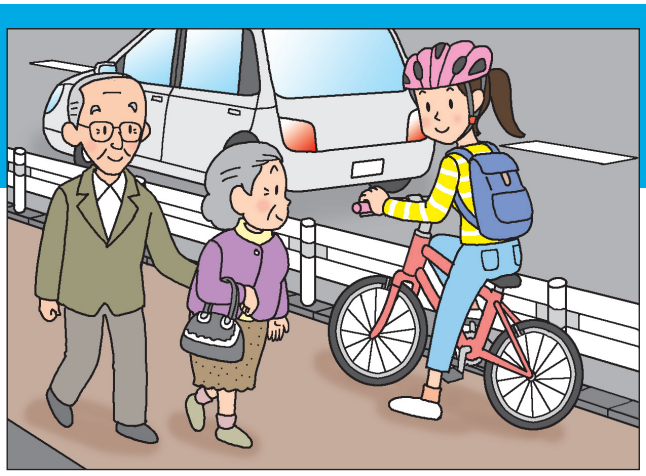

4 安全ルールを守る

飲酒運転禁止

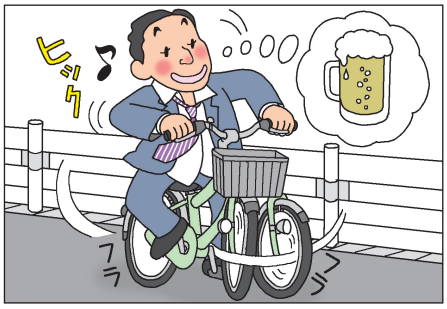

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。
［道路交通法第65条］

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金（酒酔いの場合）

2人乗り運転禁止

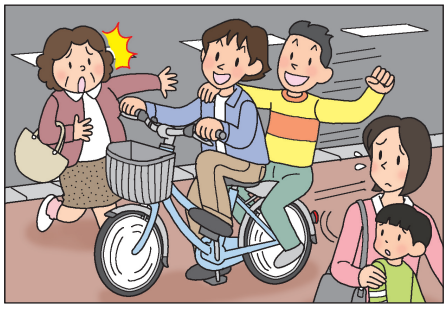

自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。
※ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児1人を乗車させることはできます。
［道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条］

罰則 2万円以下の罰金又は科料

並進走行禁止

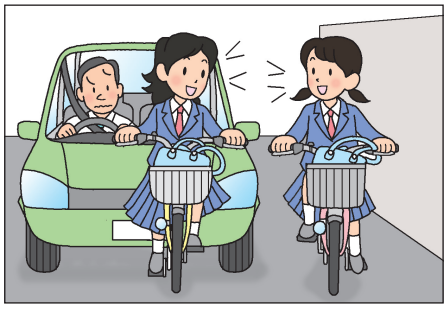

他の自転車と並んで通行することはできません。
［道路交通法第19条］

罰則 2万円以下の罰金又は科料

夜間はライトを点灯

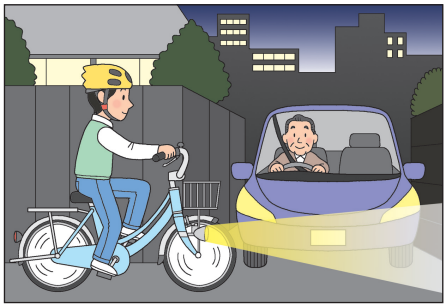

夜間は必ず前照灯をつけましょう。
［道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、東京都道路交通規則第9条］

罰則 5万円以下の罰金

信号無視禁止

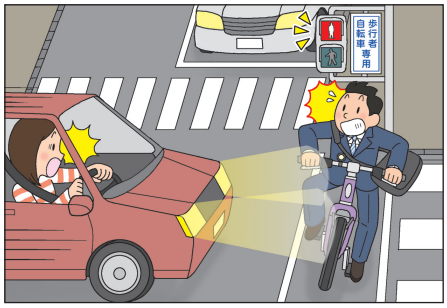

対面する信号機に必ず従わなければなりません。
［道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条］

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

一時停止

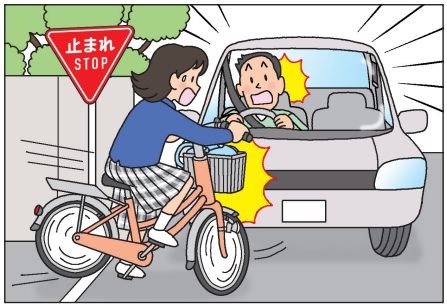

一時停止標識がある場所では、必ず止まって安全確認をしましょう。
［道路交通法第43条］

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。［道路交通法第63条の11］

乗車用ヘルメットの着用

自転車で走行中、交通事故や不意に転倒した場合、頭を道路等に強打する危険があります。自転車事故で死亡した人の損傷部位は、67.5%（※）が頭部であり、被害を軽減するためにもヘルメットの着用が必要です。13歳未満の子どもにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットなどの交通事故による被害を軽減する器具の利用に努めてください。
※平成26年～平成30年の自転車事故死亡者の損傷部位の割合

防護性を持たせた帽子タイプの物も市販されています。

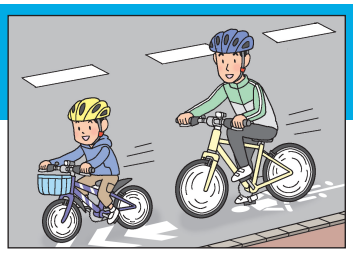

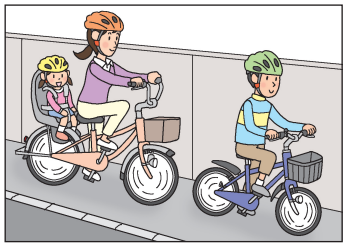

出典「自転車の正しい乗り方」（警視庁ホームページ）

禁止事項 ルールを守って安全運転を心掛けましょう!!

しゃ断踏切立入り

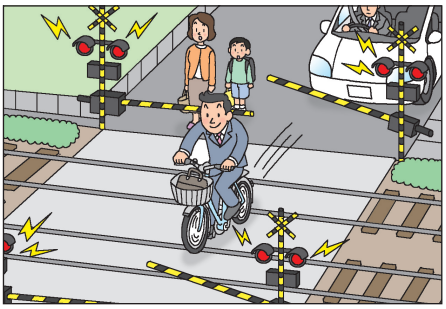

踏切の遮断機が閉じようとしたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってはいけません。
［道路交通法第33条］

罰則 3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

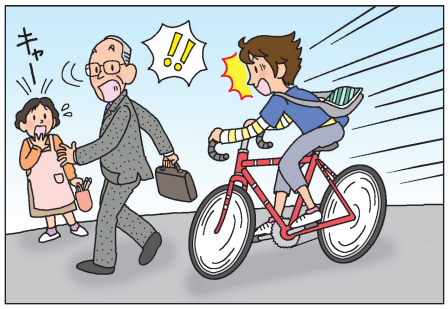

ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。
［道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3］

罰則 5万円以下の罰金

傘差し運転

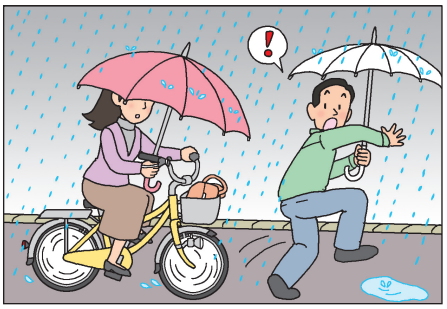

傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。
［道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条］

罰則 5万円以下の罰金

携帯電話使用運転

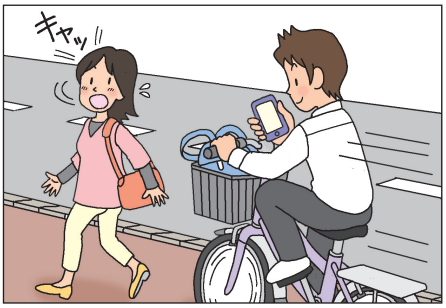

自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。
［道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条］

罰則 5万円以下の罰金

イヤホーン等使用運転

イヤホーン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。
［道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条］

罰則 5万円以下の罰金

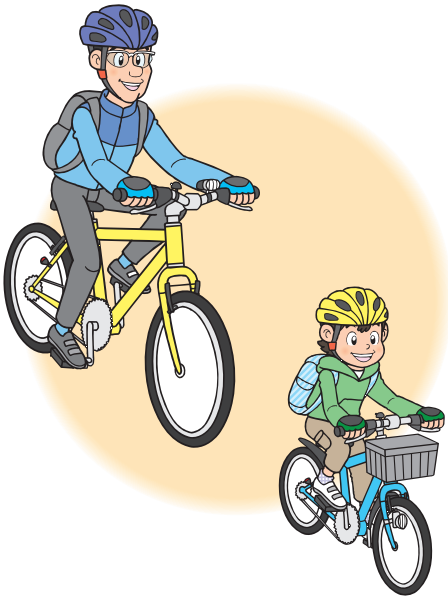

子どもを自転車に同乗させる時は乗せ方のルールを守りましょう

乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることができません。
ただし、次の場合は幼児を同乗させることができます。［道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条］

1 一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児（6歳未満）1人を幼児用座席を設けた自転車に乗車させることができます。

※さらに16歳以上の運転者は、6歳未満の幼児1人を子守バンド等で背負って運転することができます。

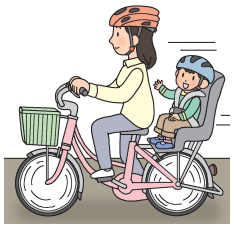

2 幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者が、幼児2人を乗せる場合には、一定の安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」を使わなければなりません。普通の自転車の前後に座席を取り付けた自転車に幼児2人を乗せてはいけません。

※幼児2人を同乗させた場合は、運転者は幼児を背負って運転することはできません。

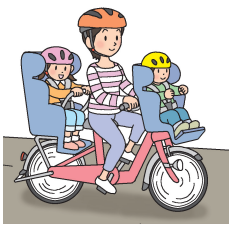

出典「自転車の正しい乗り方」（警視庁ホームページ）

自転車利用のルール違反と代償

～自転車事故　近年の裁判例から～

賠償額9266万円

車道を斜めに横断した自転車が、対向車線を自転車で直進してきた20代男性と衝突

※男性には重大な障害（言語機能の喪失）が残った

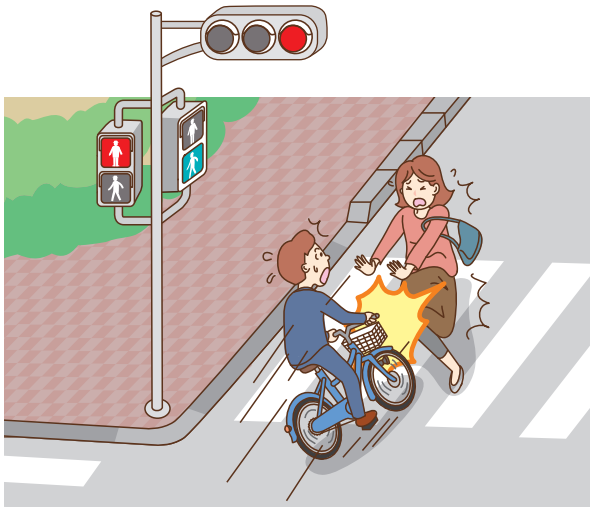

賠償額5438万円

信号無視をして高速度で交差点に進入した自転車が、青信号で横断歩道を渡っていた50代女性と衝突

※女性は頭蓋内損傷等により11日後に死亡

賠償額5000万円

携帯電話を操作しながら無灯火で走行していた自転車が前方を歩いていた50代女性と衝突

※女性には重大な障害（手足がしびれて歩行困難）が残った

公務災害・通勤災害でもあなたが「加害者」になる可能性があります

こんな場合には補償が制限されます

～公務災害・通勤災害の補償制限～

■ **補償制限とは…**

職員が重大な過失により、負傷等の原因となる事故を生じさせたときは、その者に係る休業補償（障害補償）の全部又は一部の支給を行わないことができる

■ **補償制限される場合…**

法令違反（信号無視、一時停止無視）／前方不注意　など

■ 事例1

「一時停止」の標識がある交差点で、一時停止を怠り交差点に進入したところ、左方から直進してきた乗用車と衝突した

■ 事例2

交差道路を自転車で横断中、近くで行われていた警察の実況見分に気を取られ、左方から直進する自転車に気付くのが遅れて衝突した

あなたに過失があると、休業補償等が減額されることがあります

自転車は法令・ルールを守って安全に乗りましょう

自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等への加入義務

～令和２年４月から改正条例が施行されます～

地方公務員の皆さんが率先して加入しましょう

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

第27条第１項

自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

第27条の２第１項

保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

自転車損害賠償保険等とは

自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険又は共済のことです。

平成 30 年に都内で発生した交通事故のうち、自転車関連事故の割合は 36.1％にのぼり、過去 5 年間で最も高い割合になっています。

また、10 年以上にわたり減少を続けてきた都内の自転車関連事故件数が、平成 29 年、30 年と増加に転じています。

こうした状況を踏まえ、今回の改正条例において、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。

公務災害・通勤災害にあったら

できる限り速やかに認定請求書を提出しましょう

- 提出の際は、必ず任命権者を経由してください
- 通勤災害の場合、通勤届の写しや、通勤経路の道路混雑状況等が必要です
- 自転車による交通事故の場合も、直ちに警察へ事故届を提出してください
  また、第三者行為によって発生した交通事故の場合は、第三者行為による災害届出書や念書などの書類を提出する必要があります

地方公務員災害補償基金東京都支部
〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1
電話　03-5272-5432
HPアドレス　http://chikousai-tokyo.jp/

古紙パルプ配合率80％再生紙を使用
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。